

倶知安町議会広報紙発行基本方針

平成6年12月14日
議会運営委員会 確認
平成21年9月4日
議会運営委員会 改正
令和元年11月8日
議会運営委員会 改正
令和5年8月10日
議会運営委員会 改正

1. 発行の目的

倶知安町議会における審議の経過と結果を公正的確に町民に公開することで、町民とともにある議会、町民が参加する議会を目指して、倶知安町議会広報紙（以下「広報紙」という。）を発行する。

2. 発行の時期

原則として年4回の発行とし、必要に応じて臨時会や特定課題等についても発行できる。

3. 編集等

- (1) 定例会終了毎に広報広聴特別委員会で「広報紙」の基本的な編集方針を協議し確認する。
- (2) 編集は上記の編集方針に基づき、広報広聴特別委員会の議員（編集員）と議会事務局が行う。
- (3) 監修は広報広聴特別委員会が行い、編集の責任は広報広聴特別委員会が負う。

4. 内 容

- (1) 表紙は、議会活動が町民に伝わるように写真、見出し等、工夫を凝らす。
- (2) 一般議案等は、議案や審議の内容をわかりやすく要約して掲載する。
- (3) 一般質問、緊急質問は、質問者ごとに内容を要約して、質問順位で氏名も掲載する。
- (4) 各委員会の活動状況は、内容を要約して掲載する。
- (5) 陳情、請願等、町民参加の紙面構成を心がける。
- (6) 「読みやすい」「分かりやすい」「親しみやすい」を基本に、図や写真、議会関係記事を活用し、レイアウト等に創意工夫を凝らした広報作りを心がける。

5. 規 格

A4判、タテ組を主とし、読みやすいレイアウトとする。